

度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果（答申）

（総括的事項）

- 1 本事業は、前事業者が同地で計画していた風力発電所建設計画（以下、「当初計画」という。）を現事業者が事業承継したものであるが、当初計画に対しては、地域住民らから騒音、土砂災害、生態系等への影響について、事業を不安視する意見や反対する意見が多数寄せられていた経緯があり、関係町長からも「環境への影響を最大限、回避及び低減に努めた計画とし、地域住民の不安が払拭され、事業への理解が得られるよう丁寧に対応すること。」との意見が提出されている。

このことをふまえ、本事業が環境に及ぼす影響を十分に調査、予測及び評価するとともに、可能な限り影響を低減できるよう環境保全措置を検討すること。また、関係機関と十分な協議を行うとともに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払しょく及び事業への理解に向けた努力を行うこと。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 3 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 4 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 5 環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考にして、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようすること。

（個別的事項）

1 騒音及び超低周波音

- （1）風力発電設備の選定にあたっては、純音性成分が少ない機種を選定するよう努めること。
- （2）当初計画における施設の稼働に伴う騒音や超低周波音について、地域住民から健康面等、様々な影響を不安視する意見が寄せられていることから、本事業においても必要に応じて事後のモニタリング調査を検討すること。

2 水質

対象事業実施区域周辺には、多くの水道水源が存在することから、風力発電機の設置、管理用道路の造成等に伴う土地の改変によって、水源に影響が生じることが懸念される。本事業の実施にあたっては、水源への影響を可能な限り回避するよう事業計画を検討すること。

3 地形及び地質

風力発電機の設置、管理用道路の造成等に伴う土地の改変によって植生が失われることで、土壌が流出するなど土地の安定性に影響が生じることが懸念されることから、土地の安定性について予測及び評価の対象とすることを検討すること。

4 動物

(1) 紀伊半島南部の山地はヤマネの生息が確認されている地域であり、対象事業実施区域においても生息の可能性があることから、専門家等の意見を聴いた上で、調査の実施について検討すること。

(2) 対象事業実施区域および周辺におけるコウモリ類の生息状況について文献情報を精査し、環境影響評価準備書に反映すること。また、コウモリ類の調査、予測及び評価にあたっては、専門家等の意見を聴いた上で、その意見を十分に反映させること。

(3) 鳥類及びコウモリ類の渡りの経路は年や個体によって変動があることから、専門家及び関係諸団体の意見を聴いた上で、十分な調査を実施すること。

(4) バードストライク及びバットストライクを回避するため、調査並びに専門家及び関係諸団体から得られた鳥類及びコウモリ類の渡りの情報を活用した予測及び評価を行うこと。また、バードストライク及びバットストライクが発生する可能性が高い時期において、必要に応じて、一時的に風車を停止させる措置についても検討すること。

(5) 風力発電施設の稼働による鳥類への影響の予測及び評価においては、現地調査におけるそれらの種の活動時間を正しく反映して年間衝突数を予測すること。また、他事業におけるバードストライク事例に加え、既存の文献や専門家等の知見から得られる種ごとの寿命や繁殖成功率等を元に影響を定量的に評価すること。なお、その結果、対象事業実施区域周辺の個体群の維持に影響が生じると認められる場合には、風力発電施設の配置等を見直すこと。

(6) 水生動物の生息状況を調査する際は、直接観察や目視及び捕獲による調査に加え、実施可能な生物種については環境 DNA による調査についても検討すること。

5 植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺はシカによる食害が顕著な地域であり、土地の改変によって生じる裸地や法面の植生が食害を受けて回復しないことで、土砂の崩落及び流出が生じ、水環境、生態系等に影響が生じることが懸念される。このことから、裸地や法面は早期に緑化するとともに、植生の回復が阻害されることを防ぐための防鹿柵の設置や、シカの移動経路を遮断する措置等について検討すること。なお、緑化を行う際には可能な限り郷土種を用いること。

(2) 対象事業実施区域内に存在する常緑広葉樹林の改変は可能な限り回避するよう、事業計画を検討すること。

6 生態系

生態系の典型性注目種として、動物種以外に事業実施区域内の植生を代表する植物群落である常緑広葉樹林を選定すること。また、予測及び評価にあたっては、注目種及び群集への影響のみならず、生態系全体に対する影響についても検討すること。

7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周辺は、倭ノ姫山及び道方山への登山道が存在することをふまえ、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、利用状況を適切に把握するとともに、利用者を与える圧迫感という観点も含めて予測及び評価の実施を検討すること。